

問17 在外者の代理権の証明（四法共通）

特許法第8条では、在外者の特許管理人は、委任状がなくても出願の取下げ等の不利益行為について手続できるとされていますが、実際の取扱いはどうなのでしょう。

答： 特許法第8条2項ただし書で代理権の範囲が制限できることとなっていますが、委任状の提出がない場合はその確認ができないため、出願人の保護の観点から特許法施行規則第4条の3第4項の規定に基づきその代理権の証明を求めるとしています。